

特定投資家としての取扱いの期限日に関するお知らせ

(金融商品取引業等に関する内閣府令第 58 条第 1 項及び第 63 条第 1 項の規定に基づくお知らせ)

特定投資家以外のお客様が、当社とのお取引において、金融商品取引法第 34 条の 3 又は第 34 条の 4 に規定される手続きに従い特定投資家とみなされる場合、同法第 34 条の 3 第 2 項 (同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合も含みます。) に規定される特定投資家として取り扱う「期限日」は、各年の 3 月 31 日といたします。